

千葉県消防通信規程運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防通信規程（平成12年千葉県消防局訓令（甲）第18号。以下「規程」という。）に基づき、消防通信の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(災害通報の受報)

第2条 通信勤務員が災害通報を受報したときは、通報内容の把握及び記録を行うものとする。

(消防隊の動態等の掌握)

第3条 規程第9条第1項に規定する操作は、原則として署所端末装置、指令情報出力装置及び車両運用端末装置により行うものとする。

2 規程第9条第2項に規定する通報は、無線又は加入電話により、その状況を通報するものとする。

(内線電話等の配置等)

第4条 内線電話及び加入電話の配置及び電話番号は、別に定める。

(無線通信の運用の原則)

第5条 無線通信は、千葉県ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会消防通信規程運用要領（以下「協議会要領」という。）第12条に規定するところにより行うものとする。

(主波の指定)

第6条 主波の指定は、別表第1のとおりとする。

(無線通信の通話)

第7条 無線通信の通話の原則は、協議会要領別表第7のとおりとする。

2 災害時の無線通信の通話の例は、協議会要領別表第8のとおりとする。ただし、車両運用端末装置から当該車両の動態等が登録されることにより、災害時の無線通信を省略できるものはこの限りではない。

3 消防隊は、無線通信の通話に関し次に掲げる事項を留意しなければならない。

(1) 至急呼出は、緊急時以外は行わないこと。

(2) 災害時の無線通信における現場最高指揮者又は指揮本部の指示及び命令は、原則として活動部隊を呼出して行うこと。

(3) 災害時の無線通信における活動部隊の報告等は、原則として現場最高指揮者又は指揮本部に報告し、現場最高指揮者又は指揮本部は、必要事項を共同指令センターへ送信すること。

(4) 災害時の無線通信において地域特性及びその他の事由により、

共同指令センターを介する通信が必要となる場合は、前2号の規定にかかわらず、共同指令センターの中継を求めること。

(5) 災害時の詳細報告等で個人情報に関わる通信は、原則として消防系無線の個別音声通信又は加入電話等の秘匿性の高い通信を活用すること。

(6) 演習又は訓練において実災害の例による無線運用を行う場合は、実災害と区別するため、当該演習又は訓練を統括する無線局名称に「訓練」を冠して呼称すること。

4 語句説明のため、語句を一語ずつ区切って送話する場合は、協議会要領別表第9及び別表第10の例によるものとする。

5 無線通信に使用する略語は、協議会要領別表第11のとおりとする。

(通話試験)

第8条 無線局の通話試験は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定時試験は、署所が管理する消防系の車載型陸上移動局及び非常時に固定型空中線に接続して通信を行う陸上移動局（以下「非常固定型無線局」という。）の試験を行い、協議会要領別表第12の規定によるほか、別表第2に定めるところにより実施すること。

(2) 機能調整のため通話試験を行うときは、事前に開局中の無線局にその旨を通知すること。

(3) 航空機局、携帯局及び船舶局の通話試験は、その運行に合わせて実施すること。

(4) 前各号以外の通話試験は、指令課長が必要と認めたときに実施すること。

2 定時試験を行おうとする無線局の無線従事者は、前項第1号の規定に関わらず、災害等で当該消防系無線を使用しているときは、定時試験を中止することができる。

3 第1項第1号に定める定時試験の実施結果は、消防系無線定時試験表（様式第1号）により、別表第2に掲げる呼出局が記録するものとする。

(支援情報の提供)

第9条 規程第23条に規定する支援情報は、協議会要領別表第14のとおりとする。

2 前項の支援情報の提供は、原則として情報共有端末装置により行うものとする。

(所属長の責務)

第10条 規程第26条第1号に規定する点検は、原則として第8条第1項第1号の定時試験に併せて行うものとする。

2 所属長は、庁舎用電源施設の点検等で商用電源を停止するときは、事前に指令課長に通報しなければならない。

(故障等の報告と措置)

第11条 規程第27条第1項に規定する依頼は、事故発生の日から7日以内に通信指令設備修理・整備依頼書(様式第2号)により行うものとする。

2 規程第27条第3項に規定する報告は、通信指令設備損傷・亡失報告書(様式第3号)により行うものとする。

(無線従事者資格の報告)

第12条 規程第29条第2項に基づき報告する無線従事者の資格は、協議会要領別表第15のとおりとする。

(台帳等)

第13条 指令課に次の各号に掲げる台帳等を備えるものとする。

(1) 有線台帳 消防電話及び加入電話に関する台帳

(2) 無線局台帳 無線局に関する台帳

(3) 無線業務日誌

ア 航空系無線業務日誌(様式第4号)

イ 衛星系無線業務日誌(別に定める様式)

2 署所に次の各号に掲げる台帳等を備えるものとする。

(1) 航空課 航空系無線業務日誌(様式第4号)

(2) 臨港出張所 国際海上系無線業務日誌(別に定める様式)

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日2千消指第877号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

主波の指定

1 消防系無線

(1) 通常時（出動時以外）の指定

名称	指定の所属
千葉消防波 1	中央消防署及び稲毛消防署の所属消防署等
千葉消防波 2	花見川消防署及び美浜消防署の所属消防署等
千葉消防波 3	若葉消防署及び緑消防署の所属消防署等

(2) 災害出動時の指定

名称	指定の現場
千葉消防波 1	中央区及び稲毛区
千葉消防波 2	花見川区及び美浜区
千葉消防波 3	若葉区及び緑区
千葉消防波 4	千葉市消防局管轄の高速・有料道路

(3) 救急出動時の指定

名称	指定の所属
千葉救急波 1	中央消防署及び稲毛消防署の所属消防署等
千葉救急波 2	花見川消防署及び美浜消防署の所属消防署等
千葉救急波 3	若葉消防署及び緑消防署の所属消防署等

2 署活系無線通常時及び災害時の指定

チャンネル	指定の所属
1 CH	花見川消防署・緑消防署・美浜消防署 臨港出張所・桜木出張所
2 CH	中央消防署・稲毛消防署 泉出張所・あすみが丘出張所
3 CH	若葉消防署 宮崎出張所・幕張出張所・土気出張所
4 CH	生浜出張所・畑出張所・殿台出張所 誉田出張所・高浜出張所

5 CH	蘇我出張所・作新台出張所・西千葉出張所・都賀出張所 大宮出張所・越智出張所・打瀬出張所
6 CH	警防課指揮統制車隊・各消防署指揮統制車隊・各救急隊
7 CH	航空課・各救助隊
8 CH (関東共通波)	指令課長及び現場最高指揮者が必要と認めた場合に使用

備考

- 1 続発災害時等における消防系無線の使用チャンネル
災害が続発した場合、共同指令センターが指定したチャンネルを使用するものとする。
- 2 署活系無線
通常時及び災害時とも指定された周波数とするが、指令課長及び現場最高指揮者は必要により8 CHを使用することができるものとする。
- 3 無線波の指定の変更
指令課長及び現場最高指揮者は、地域特性及び災害通信の状況等により必要がある場合は、「1 (2) 災害出動時の指定」にかかわらず、使用チャンネルの指定変更を行うことができるものとする。

別表第2

定 時 通 話 試 験

実施時間	試験チャンネル	呼 出 局	応 答 局
毎日 18時10分	<u>消防波1CH</u> 中央消防署 稲毛消防署	消防署の非常 固定型無線局	車載型陸上移動局 出張所非常固定型無線局
	<u>消防波2CH</u> 花見川消防署 美浜消防署	同上	同上
	<u>消防波3CH</u> 若葉消防署 緑消防署	同上	同上

備考 定時通話試験の要領は、次による。

1 呼出局

「〇〇（呼出局の呼出名称）から各局、只今から〇〇時〇〇分、〇チャンネル、無線定時試験を行います。〇〇（呼出局の呼出名称）試験中、本日は晴天なり（3回）呼出しを受けた局は、感明度を送信せよ。」

「〇〇（応答局の呼出名称）、どうぞ」

2 応答局「〇〇（応答局の呼出名称）、メリット〇 どうぞ」

様式第2号

年 月 日

(あて先) 指 令 課 長

所属長

通信指令設備修理・整備依頼書

設備名称	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
<input type="checkbox"/> 故障箇所 <input type="checkbox"/> 整備箇所	
<input type="checkbox"/> 故障状況 <input type="checkbox"/> 整備状況	
応急処置	
備考	

修理・整備者	
修理・整備内容	
備考	

(注) 上段の枠内に必要事項を記入すること。

(あて先) 警 防 部 長

所属長

通信指令設備損傷・亡失報告書

損傷・亡失日時	年 月 日 () 時 分頃
損傷・亡失場所	
損傷・亡失設備	
損傷・亡失程度	
取扱者職氏名	
損傷・亡失に至った経緯	
事後の措置	
備考	

